

# 環境アセスメントに係るお知らせ

令和4年5月23日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき、(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都中央区日本橋一丁目4番1号 武蔵小杉特定目的会社 取締役 西川 康洋
	指定開発行為の名称	(仮称)西加瀬プロジェクト
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為) 大規模建築物の新設(第1種行為) 商業施設の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区西加瀬5番1 外
	指定開発行為の目的	物流倉庫及び店舗等の新設
	指定開発行為の内容	区域面積:約100,263㎡ 延べ面積:約232,720㎡
	指定開発行為の施行期間	令和5年4月(着工予定)から令和8年6月(完了予定)
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和4年5月23日(月)～7月6日(水) 縦覧場所ごとの時間、曜日は次項をご覧ください。 期間中は本市ホームページにて準備書の内容を御覧になれます。
	縦覧場所及び時間	川崎市:中原区役所・幸区役所・幸区役所日吉出張所・環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階) 午前8時30分～午後5時。土・日曜日を除く。ただし幸区役所では第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 横浜市:横浜市環境創造局環境影響評価課・港北区役所 午前8時45分～午後5時(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)。土・日曜日は除く。
	意見書の提出	縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、川崎市環境影響評価に関する条例(以下「アセス条例」と表記)第21条第1項の規定に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 <b>1 意見書を提出できる方</b> 環境の保全の見地からの御意見のある方はどなたでも提出することができます。 <b>2 意見書に記載していただく内容</b> 条例準備書に記載された、環境影響評価項目ごとの調査・予測・評価又はその環境保全上の措置等について、具体的かつ明瞭に意見をお書きください。 なお、この意見書は川崎市に対する御意見や御質問を受けるものではありませんので御注意ください。 <b>3 提出された意見書の取扱い</b> (1) 御提出いただいた意見書は、アセス条例第21条第2項の規定に基づき、個人情報伏せてその写しを指定開発行為者(事業者)に送付します。 (2) 指定開発行為者(事業者)は、意見とそれに対する見解を記載した資料を作成し、市に提出します。市は、これを環境影響評価審議会に提出するとともに、条例審査書を作成する際に考慮いたします。 (3) 条例準備書に対する意見の概要と見解は、指定開発行為者(事業者)が作成する条例見解書に記載され、市はこれを縦覧いたします。 (4) 記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用します。個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。 <b>4 意見書の提出方法</b> 下記提出先まで郵送、持参又は本市ホームページから御提出をお願いします。 <b>5 意見書を提出できる期間</b> 条例準備書の縦覧期間中(令和4年5月23日から令和4年7月6日まで) (郵送の場合は、令和4年7月6日消印有効) <b>意見書の提出先</b> 川崎市環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階) 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	ホームページ	ホームページで準備書の閲覧、意見書の提出ができます。  川崎市 アセス図書の公表  <a href="https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html">https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話:044-200-2156 FAX:044-200-3921	